

静岡県告示第711号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年10月25日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
仁科峠宇久須線	賀茂郡西伊豆町宇久須字酒盛段3603番の37から 賀茂郡西伊豆町宇久須字酒盛段3603番の39まで	令和4年10月25日